

ID: 5

担当部署: 建設水道課

処分の概要	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第20条		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】			
<p>法第20条の規定による。 (河川管理者以外の者の施行する工事等)</p> <p>第20条 河川管理者以外の者は、第11条、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第17条第1項及び第18条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。</p> <p>政令第12条 (河川管理者以外の者の施行する工事等で承認を要しないもの)</p> <p>第12条 法第20条ただし書の政令で定める軽易なものは、草刈り、軽易な障害物の処分その他これらに類する小規模な維持とする。</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)</p> <p>1 第20条(河川管理者以外の者の施行する工事等の承認)</p> <p>(1) 審査基準</p> <p>河川工事等の承認を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で承認することができる。</p> <p>ア 工事実施基本計画に基づき実施される改良工事に関する具体的な計画が策定されている場合には、当該計画に反しないこと。</p> <p>イ 河川工事が上下流及び左右岸の改修状況と比較して不調和でないこと。</p> <p>ウ 周辺の河川管理施設等への支障を及ぼさないものであること。</p>			
標準処理期間	10日(通知による。)		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日